

## 市長が認める保健、医療若しくは福祉を目的とする団体

- (1) 保健委員会
- (2) 日本赤十字社
- (3) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- (4) 病院協議会
- (5) 看護協会
- (6) 助産師会
- (7) 作業療法士会、放射線技師会及び臨床衛生検査技師会
- (8) 柔道整復師会
- (9) 民生児童委員協議会
- (10) 社会福祉協議会
- (11) 障がい者福祉連絡協議会
- (12) 介護支援専門員連絡協議会
- (13) 老人クラブ連合会及びシルバー人材センター
- (14) 専ら、公共の保健、医療又は福祉に寄与する団体で次のいずれにも該当するもの
  - ア 代表者及び組織が確立し、会則や事業計画があるもの。
  - イ 事業計画に基づいた継続的な活動があること。
  - ウ 研修施設を使用するためだけに設立されたものでないこと。

※(14)に該当する場合には、会則や事業計画等を申請書類に添付。